

# 福井県報

号外第28号  
令和7年  
3月24日(月)  
火曜日発行

## — 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

### 人事委員会規則

- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(4) … 2
- ※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(5) …… 3
- ※給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則(6) …… 6

# 人事委員会規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月24日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第4号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和32年福井県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 給料表の適用範囲表			別表第1（第2条関係） 給料表の適用範囲表		
給料表の種類	適用する機関	適用する職員	給料表の種類	適用する機関	適用する職員
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教育職給料表(2)	(略)	(略)	教育職給料表(2)	(略)	(略)
研究職給料表	総務部大学私学課、防災安全部原子力安全対策課（鳥取県に職員を派遣する場合に限る。）、消費生活センター、原子力環境監視センター、恐竜博物館、歴史博物館、美術館、若狭歴史博物館、一乗谷朝倉氏遺跡博物館、エネルギー環境部自然環境課、年縞博物館、県立病院、衛生環境研究センター、工業技術センター、陶芸館、越前古窯博物館、農業試験場、園芸研究センター、食品加工研究所、畜産試験場、水産試験場、栽培漁業センター、海洋資源研究センター、内水面総合センター、総合グリーンセンター、教育庁生涯学習・文化財課、埋蔵文化財調査センター、ふるさと文学館、こども歴史文化館、警察本部捜査支援分析課、警察本部鑑識課、警察本部科学捜査研究所	左欄の機関に勤務する職員のうち、専門的科学的知識と創意等をもって、試験研究または調査研究業務に従事する者	研究職給料表	総務部大学私学課、防災安全部原子力安全対策課（鳥取県に職員を派遣する場合に限る。）、消費生活センター、原子力環境監視センター、恐竜博物館、歴史博物館、美術館、若狭歴史博物館、一乗谷朝倉氏遺跡博物館、エネルギー環境部自然環境課、年縞博物館、県立病院、衛生環境研究センター、工業技術センター、陶芸館、越前古窯博物館、農業試験場、園芸研究センター、食品加工研究所、畜産試験場、水産試験場、栽培漁業センター、海洋資源研究センター、内水面総合センター、総合グリーンセンター、教育庁生涯学習・文化財課、埋蔵文化財調査センター、ふるさと文学館、こども歴史文化館、警察本部刑事企画課、警察本部鑑識課、警察本部科学捜査研究所	左欄の機関に勤務する職員のうち、専門的科学的知識と創意等をもって、試験研究または調査研究業務に従事する者
医療職給料表(1)	(略)	(略)	医療職給料表(1)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第11 警察本部の部本部の項中

「  
参事官  
課長  
科学捜査  
研究所長  
理事官  
監察官  
管理長  
地域機動  
警察隊長  
機動捜査  
隊長  
交通機動  
隊長  
高速道路  
交通警察  
隊長  
機動隊長  
原子力施  
設警備隊  
長  
」

を

「  
参事官  
課長  
科学捜査  
研究所長  
理事官  
監察官  
管理長  
機動警察  
隊長  
高速道路  
交通警察  
隊長  
機動隊長  
原子力施  
設警備隊  
長  
」

に改め、同部福井警察署の項中

「副署長」を

「副署長 会計官」に改め、同部福井南警察署、鯖江警察署、越前警察署および敦賀警察署の項中

「福井南警察署、  
鯖江警察署、越  
前警察署および  
敦賀警察署」

を

「福井南警察署、  
越前警察署およ  
び敦賀警察署」

に改め

、同部小浜警察署の項中「小浜警察署」を「鯖江警察署および小浜警察署」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月24日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第5号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和44年福井県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表警察の部本部の項中 「主任少年警察補導員」 を 「主任少年警察補導員  
主任交通巡視員」 に改め、同部福井警察署の項中 「会計課長  
副署長  
統括少年警察補導員」 を 「統括少年警察補導員  
会計官」

に改め、同部福井南警察署の項中 「主任少年警察補導員  
主任交通巡視員」 を 「主任少年警察補導員  
主任交通巡視員」 に改め、同部大野警察署の項中 「会計課長  
主任少年警察補導員」 を 「主任少年警察補導員  
会計課長  
交通課長代理」

に改め、同部坂井警察署の項中 「主任少年警察補導員  
会計課長」 を 「  
会計課長  
主任少年警察補導員」 に改め、同部鯖江警察署の項中 「  
会計官」 を

「会計課長」 に改め、同部小浜警察署の項中 「  
会計課長  
主任交通巡視員」 を 「主任少年警察補導員  
会計課長  
主任交通巡視員」 に改める。

別表第1イの表警察の部本部の項中 「課長補佐  
通信指令官  
分駐隊長  
検視官」 を 「課長補佐  
次席  
副隊長  
課長補佐  
通信指令官  
調査官  
技能指導官」 に改め、同部福井警察署の項中 「課長補佐  
通信指令官  
隊長補佐  
分駐隊長  
検視官  
登録審査官」 を 「課長  
隊長  
隊長  
理事官  
監察官  
管理官  
室長  
対策官  
調査官  
広報官  
次席  
副隊長」 に改める。

「生活安全課 長代理 刑事第1課 長代理 刑事第2課 長代理 地域第1課 長 地域第2課 長	「調査官 警務課長 刑事第2課 長 交通第1課 長 交通第2課 長 警備課長 大手交番所 長	「副署長 刑事官 交通官 地域官
---	--	---------------------------

を

「生活安全課 長代理 刑事第1課 長代理 刑事第2課 長 刑事第2課 長代理 交通第2課 長 地域第1課 長 地域第2課 長 大手交番所 長	「調査官 警務課長 交通第1課 長 警備課長	「副署長 刑事生活安 全官 地域交通官
---	------------------------------------	------------------------------

に改め、同部福井南警察署の項中

「生活安全課 長 警備課長	「警務課長 刑事課長 交通課長 地域課長
---------------------	-------------------------------

を

「生活安全課 長 交通課長	「警務課長 刑事課長 警備課長 地域課長
---------------------	-------------------------------

に改め、同部大野警察署の項中

「刑事生活安 全課長 交通課長 地域課長	「副署長 警務課長
-------------------------------	--------------

を

「刑事生活安 全課長 地域課長	「副署長 警務課長 交通課長
-----------------------	----------------------

に改め、同部勝山警察署の項中

「交通課長 地域課長	「副署長 刑事生活安 全課長
---------------	----------------------

を

「刑事生活安 全課長 交通課長 地域課長	「副署長
-------------------------------	------

に改め、同部坂井警察署の項中

「刑事生活安 全課長 刑事生活安 全課長代理 交通課長 警備課長 地域課長	「副署長 警務課長
---	--------------

を

「刑事生活安 全課長代理 交通課長 警備課長 地域課長	「副署長 警務課長 刑事生活安 全課長
---	------------------------------

に改め、同部坂井西警察署の項中

「刑事生活安 全課長 交通課長	「副署長 地域課長
-----------------------	--------------

を

「刑事生活安 全課長 交通課長 地域課長	「副署長
-------------------------------	------

に改め、同部鯖江警察署の項中

「刑事課長 交通課長 警備課長	「警務課長 生活安全課 長 地域課長
-----------------------	-----------------------------

を

「生活安全課 長 交通課長 警備課長 地域課長	「警務課長 刑事課長
-------------------------------------	---------------

に改め、同部越前警察署の項中

「生活安全課 長 交通課長 警備課長 地域課長	「警務課長 刑事課長
-------------------------------------	---------------

を

「生活安全課 長 刑事課長 交通課長 警備課長 地域課長	「警務課長
---	-------

に改め、同部敦賀警察署の項中

交通課長 地域課長	生活安全課長 警務課長 刑事課長 警備課長
--------------	--------------------------------

を

生活安全課長 刑事課長 交通課長 地域課長	警務課長 警備課長
--------------------------------	--------------

に改め、同部小浜警察署の項中

刑事生活安全課長 刑事生活安全課長代理 交通課長	警務課長 警備課長 地域課長
--------------------------------	----------------------

を

刑事生活安全課長 刑事生活安全課長代理 交通課長 警備課長	警務課長 地域課長
--	--------------

に改める。

別表第1ウの表警察の部本部の項中

研究員 主事	主任研究員 課長補佐 係長 研究員 主査	参事
-----------	----------------------------------	----

を

研究員 主査 主事	主任研究員 課長補佐 係長 研究員 主査	所長 参事
-----------------	----------------------------------	----------

に改める。

別表第1カの表警察の部本部の項中「主事」を「主事 主事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月24日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第6号

給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額の支給に関する規則（昭和32年福井県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特別支援教育センター	(略)	(略)	特別支援教育センター	(略)	(略)
地域指導課	わかさに乗組み、船務に従事することを本務とする職員	1	地域機動警察隊	わかさに乗組み、船務に従事することを本務とする職員	1
警備課	(略)	(略)	警備課	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。